

都市再生機構賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書

独立行政法人都市再生機構は、UR賃貸住宅において、3年周期で実施する家賃改定ルールに沿って平成21年4月1日の家賃改定の準備を進めている。

横浜市には4万戸を超えるUR賃貸住宅があり、多くの市民が居住しているが、これらUR賃貸住宅に関しては、平成15年の都市再生機構法案審議の折、「賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう十分な配慮に努めること。」と附帯決議されている。

さらには、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされているところである。

については、市民が安心して住生活を営むことができるよう、政府及び独立行政法人都市再生機構はこの附帯決議を遵守し、居住者の居住の安定確保に努めることを要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月19日

内閣総理大臣
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

} あて

横浜市議会議長

吉原 訓